

四日市市告示第240号

四日市市自転車競技条例第3条に基づく事務の委託に関する規則（平成15年四日市市規則第34号）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成27年4月28日

四日市市長 田中俊行

- 1 受託者 東京都港区港南二丁目16番1号
日本トーター株式会社
- 2 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
(商工農水部けいりん事業課)